

一般社団法人日本放射線治療専門放射線技師認定機構定款

令和1年7月10日 作成

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本放射線治療専門放射線技師認定機構（英語表記：The Japan Professional Accreditation Board for Radiotherapy Technologists）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、関連学会等の連携により、統一的基準に基づいて、医療施設等における放射線治療を専門とする診療放射線技師（放射線治療専門放射線技師という）の養成と認定を行い、わが国の放射線治療専門放射線技師の国際的な同等性を確保するとともに、専門教育の振興を図り、国際的に通用する放射線治療専門放射線技師の育成を通じて国民の福祉と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放射線治療専門放射線技師の認定、養成、技術向上および医療安全に関する研修、関連学会および団体との連携に関する各事業
- (2) 機関誌等の出版事業
- (3) 放射線治療に関する調査および啓発事業
- (4) その他本法人の目的達成のため必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 本法人の社員は、本法人の目的に賛同し、以下のいずれかに該当する者をもって構成する。

- (1) 本法人が認定する放射線治療専門放射線技師の認定を受けた者で、本法人の事業に精通し、事業等に関する経験を有する個人
- (2) 本法人の事業に精通し、事業等に関する経験を有する者で、理事長が推薦した法人及び個人

(社員の資格取得)

第6条 本法人に入会しようとする者は、別に定めるところにより社員申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名しようとするとき、当該社員に対し、社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき

- (3) 当該社員が放射線治療専門放射線技師の認定資格を喪失したとき。但し、理事長が推薦した者を除く
- (4) 当該社員が死亡（法人の場合は解散）し、又は本法人が解散したとき
- (5) 理事長の推薦した法人を代表として社員になった者が、当該法人を退社したとき

（社員の権利及び義務）

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。

2 本法人は、社員がその資格を喪失しても、すでに納入した拠出金その他は返還しない。

第4章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 貸借対照表及び損益計算書等に関する事項
- (3) 社員の除名に関する事項
- (4) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- (5) 定款の変更に関する事項
- (6) 解散及び残余財産の処分に関する事項
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会を招集するには、社員に対し、社員総会の2週間前までに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、社員の同意がある場合は、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(社員による招集の請求)

第16条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理等)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができ、又は、理事会において書面又は電磁的方法による議決権の行使ができると認める場合は、当該方法によることができる。

2 前項の方法をとる場合は、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該社員総会で選出された議事録署名人2名以上が、署名捺印又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上12名以内
- (2) 監事2名以内

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
- 3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
- 4 監事は理事を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 3 専務理事は事務局を統括する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査

報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の職務に関しては、別に定める。

（役員の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長が務める。
- 4 理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、議長は副理事長が務める。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 本法人の目的の第4条に示す事業を行うため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の構成及び職務については、理事会の議決により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を、主たる事務所に5年間、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会計処理に関しては、別に定める。

(剰余金)

第37条 本法人は剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 本法人の定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第41条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第11章 補 足

(規程)

第42条 その他、この定款施行についての必要な事項は、理事長が理事会の決議により規程として別に定め、社員総会に報告する。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第44条 本法人の設立時の役員等は、次のとおりとする。

設立時理事	奥村 雅彦
	佐藤 弘史
	成田 浩人
設立時代表理事	奥村 雅彦
設立時監事	渡邊 良晴

(設立時の理事及び監事の任期)

第45条 本法人の設立時の理事及び監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第46条 設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

住所非表示

設立時社員 奥村 雅彦

住所非表示

設立時社員 佐藤 弘史

住所非表示

設立時社員 成田 浩人

住所非表示

設立時社員 渡邊 良晴

(根拠法令)

第47条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本放射線治療専門放射線技師認定機構設立のため、設立時社員奥村雅彦外3名の定款作成代理人である司法書士法人新津田沼事務所社員司法書士小菅和彦は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和1年7月10日

設立時社員 奥村 雅彦

設立時社員 佐藤 弘史

設立時社員 成田 浩人

設立時社員 渡邊 良晴

上記設立時社員の定款作成代理人

千葉県習志野市津田沼一丁目14番8穴田ビル1階

Ai司法書士法人 社員

司法書士 小菅 和彦 印省略

本書は当機構の定款に相違ない

令和7年7月19日

一般社団法人日本放射線治療専門放射線技師認定機構

代表理事 佐藤弘史